

## 建設省所管公共事業の事後評価基本方針（案）

### 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規採択時評価、再評価に続いて事後評価を導入する。

事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するものであり、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映すること等を企図するものである。

### 第2 基本方針（案）の位置づけ

本基本方針（案）は、事後評価の基本的な枠組みを示すものであり、本基本方針（案）に基づき一部の事業を対象に試行的に事後評価を実施し、その試行結果を踏まえて、建設省所管公共事業の事後評価実施要領を策定する。

なお、各事業所管部局は、本基本方針（案）を踏まえ、必要に応じて事業の種類ごとにその特性等を考慮した事後評価実施方針等を策定するものとする。

### 第3 対象とする事業と事後評価実施主体

#### (1) 事業完了後に国又は公団が施設を管理する事業

##### 対象とする事業

建設省が所管する事業のうち、管理に係る事業等を除く全ての事業を対象とする。なお、本格的な導入に向けた検討を行うため、事業の種類ごとに一部の事業を対象に試行するものとする。

##### 事後評価実施主体

建設省が施設を管理する事業にあつては地方建設局等とし、公団が施設を管理する事業にあつては公団等とする。

#### (2) 事業完了後に地方公共団体等が施設を管理する事業

補助事業等（地方公社事業を含む。）のほか、道路に係る直轄権限代行事業、直轄砂防事業、直轄海岸事業、直轄地すべり対策事業（以下「権限代行事業等」という。）の管理段階において地方公共団体に施設を移管する事業については、一部の事業を対象に試行的に事後評価を実施し、その結果を踏まえて、事後評価の対象とする事業、実施主体、導入方法等事後評価の進め方を検討するものとする。

なお、試行に当たっては、以下のとおり実施するものとする。

## 補助事業等

補助事業等については、建設省と地方公共団体等が相互に協力して共同で実施し、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映することを通じて事業を効率的・効果的に実施するための検討を行うものとする。また、地方公共団体等が自主的に実施する場合において、建設省は必要に応じて協力するものとする。

公団施行事業のうち地方公共団体等が施設を管理する事業については、公団と地方公共団体等が協力して必要に応じて実施する。

## 権限代行事業等

権限代行事業等については、地方建設局等と関係地方公共団体とが、実施主体、実施方法等について協議のうえ実施する。

### (3) 留意事項

複数の事業が一体となって実施された事業については、各事後評価実施主体等が調整して事後評価を実施する。

## 第4 事後評価の視点

事後評価を実施する際の視点は以下のとおりとし、それぞれについて各事業ごとに適切な評価項目を設定するものとする。

事業の効果  
事業による環境影響  
事業を巡る社会経済情勢等の変化  
今後の事後評価の必要性  
改善措置の必要性

なお、事業の効果を把握する項目の一つである費用対効果分析については、事業の特性並びに事後評価実施時までの施設の利用状況、費用等の要因の変化及びその原因を踏まえ、分析の対象事業等の検討を行うものとする。

## 第5 事後評価の実施及び結果の公表

事後評価のイメージ図を別紙 - 1 に、実施フロー図を別紙 - 2 に示す。

### 1. 事後評価の実施手続き

#### (1) 事後評価の実施

事後評価の実施については以下のとおりとする。なお、事業完了後は適宜観測等を実施し、事後評価等に活用するものとする。各事業における事業完了の定義を別紙 - 3 に示す。

## 事業完了後一定期間経過後の事後評価

事業完了後一定期間経過後（原則として事業完了後5年後）に事後評価を実施し、当該評価の結果により、以下の対応を標準として進めるものとする。

効果の発現が概ね十分で、改善措置が必要でないと判断した場合は、必要な観測によるフォローアップを実施する。

効果の発現が十分ではなく、今後時間の経過により効果の発現が期待できると判断した場合は、さらに一定期間経過後（原則として5年後）に改めて事後評価を実施する。

効果の発現が十分ではなく、改善措置の検討が必要であると判断した場合は、その内容等を検討し実施した上で、さらに一定期間経過後（原則として5年後）に改めて事後評価を実施する。

なお、試行に当たっては、データ収集の状況等を踏まえ、事業完了後5年を経過しない場合においても、事後評価を実施できるものとする。

## 実施時期を特定しない事後評価

自然災害（洪水、濁水等）等の事象の発生や、環境への影響、自然・社会経済情勢の変化等により、事後評価実施主体が事後評価を行う必要があると判断した場合は、速やかに事後評価を実施する。また、当該評価以降の事後評価等については、と同様の対応をとるものとする。

## (2) 事後評価実施主体の役割と対応方針の決定

事業完了後に国又は公団が施設を管理する事業について、事後評価実施主体は、事後評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等及び改善措置の検討等を行い、必要に応じて本省と協議した上で、対応方針を決定する。

なお、事業完了後に地方公共団体等が施設を管理する事業については、試行結果を踏まえて、事後評価実施主体の役割等について検討するものとする。

## (3) 事業の単位と一部供用開始事業の取扱い

### 事業の単位

事後評価を実施する際の事業の単位は、一貫した事業評価を実施する観点から、再評価等を実施する単位を基本とするが、場合によっては適切な単位を設定できるものとする。

## 一部供用開始事業の取扱い

事業期間が相当長期にわたるもので段階的に供用される事業については、再評価システムにより既供用部分に係る事後評価の視点を盛り込んだ評価を行うことを検討する。

### (4) 改善措置の検討の視点

改善措置の検討は、事業の目的等を踏まえ、運用面、施設面等の視点から行うものとする。なお、これらの検討を踏まえた改善措置によっても改善できない場合には、必要となる代替措置と併せて当該施設の機能の変更等を検討するものとする。

### (5) 事業評価監視委員会

事後評価に当たっては、「建設省所管公共事業の再評価実施要領」に基づいて再評価に当たり設置された学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。事業評価監視委員会は、事後評価実施主体が作成した対象事業の評価結果及び改善措置等について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

なお、事業の状況等により必要と認められる場合等においては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ委員会を設置する等、別途詳細な審議を行うことができるものとする。

## 2. 評価結果等の公表

事後評価の結果、対応方針等については、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

### 第6 事後評価の手続きに位置付ける既存の手続き

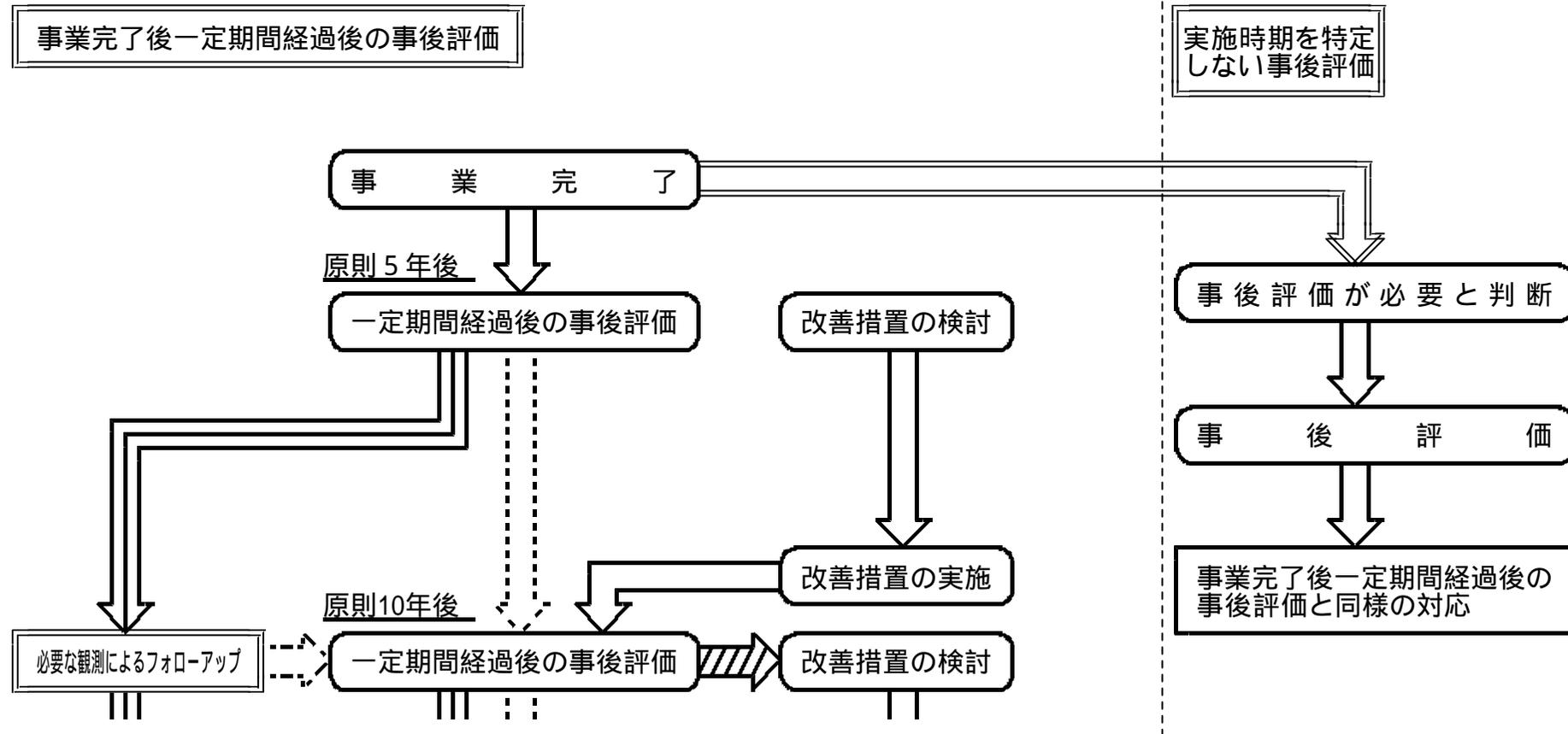
「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」(平成8年2月7日河川局長通達)等、以下の条件を満たす既存の手続きが行われた場合においては、本基本方針(案)に基づく事後評価の手続きとして位置付けることができる。

学識経験者等から構成される委員会により、評価を監視する手続きを有する。実施主体は、結果をその評価の経緯等とともに公表する。

### 第7 その他

施設の機能の変更等を行う場合には、国庫補助金の取扱い等の課題があるため、今後検討を行う。

# 事後評価の標準的イメージ



改善措置が必要であると判断した場合

効果の発現が十分でなく、時間経過により効果の発現が期待できると判断した場合

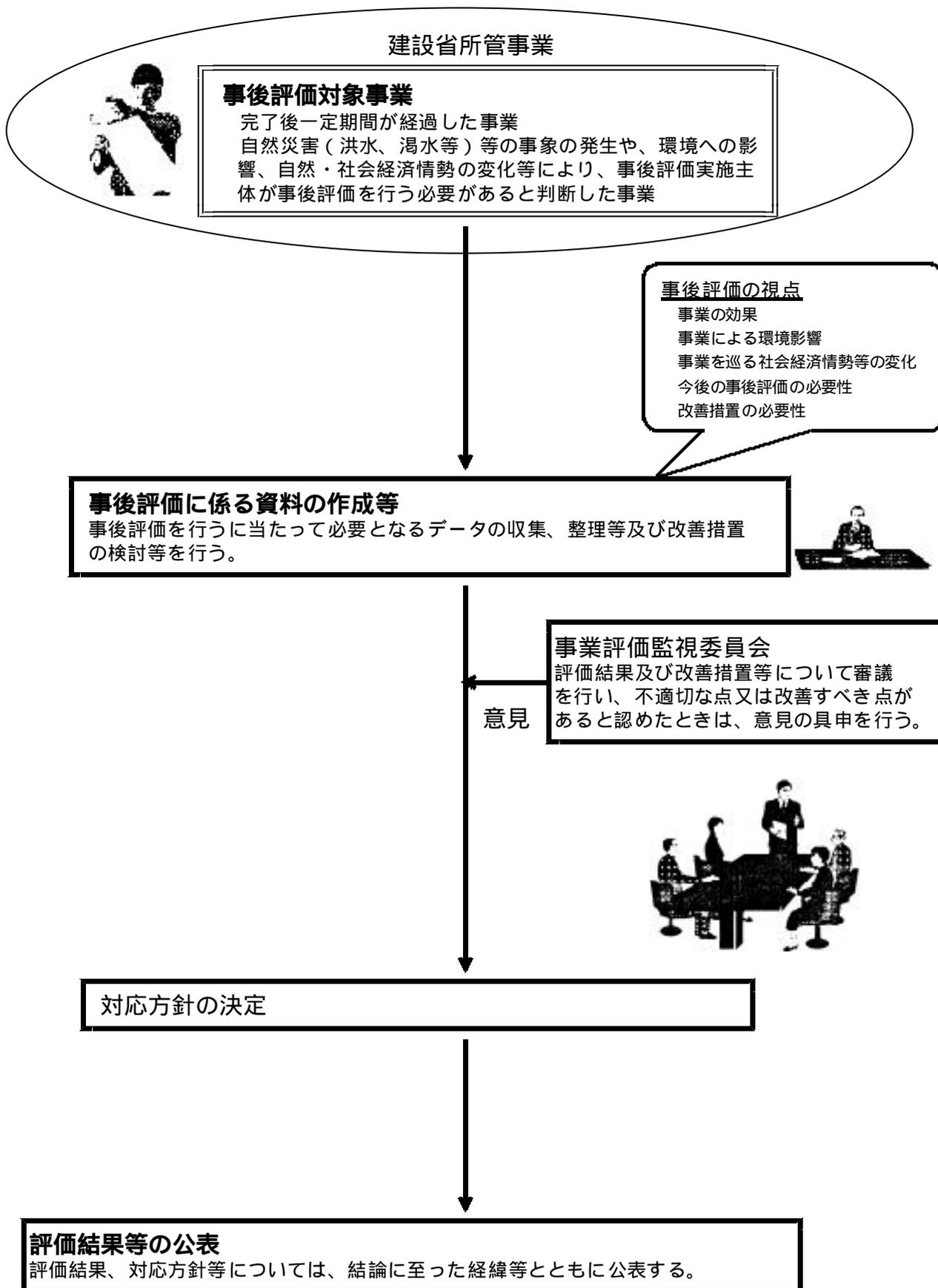
事後評価が必要であると判断した場合

効果の発現が概ね十分で、改善措置が必要でないと判断した場合

事後評価の実施時期については、原則として事業完了後5年毎を目安とするが、事業特性、効果の特性等に応じて別途設定することができる。

# 事後評価の標準的な実施フロー図（例）

## 事業完了後に建設省又は公団が施設を管理する事業



## 事業完了の定義

所管事業名	事業完了の定義
官庁営繕事業	施設を管理官署に引き渡した時点
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の広告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われ、清算金の徴収交付事務が終了した時点
下水道事業	全体計画に規定している施設整備が全て完了し維持管理に移行した時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	一連の整備効果を発現する区間が完了した時点
ダム事業	原則として試験湛水（又は試験通水）を開始した時点
砂防事業	原則として全体計画又は一定計画策定単位で整備が完了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
雪崩対策事業	雪崩危険箇所における一連の雪崩対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅地関連公共施設整備促進事業	原則として道路事業、河川事業等に準ずる
住宅市街地整備総合支援事業	試行結果を踏まえた上で決定
密集住宅市街地整備促進事業	試行結果を踏まえた上で決定

今後の試行結果を踏まえ、「事業完了の定義」についても再度検討するものとする。